

## 徳島市職員等からの公益通報に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨にのっとり、市政運営上の違法な事実等に対する公益通報を適切に処理するために必要な事項を定め、通報者の保護を図るとともに必要な是正措置を取るための仕組みを整備することによって、違法な事実等の速やかな是正を図り、もって公正な職務の遂行及び公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 市長部局に属する者又は関係する者であって次のいずれかに該当するものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員

イ 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する本市の職員（同項第2号、第3号及び第5号に掲げる者に限る。）

ウ 本市から事務事業を受託し、又は請け負っている事業者の役員又は従業員

エ 本市に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員又は従業員

オ 本市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

(2) 公益通報 職員等が、本市又は職員等について通報対象事実が生じ、又

は生じるおそれがある旨を通報受付窓口に通報することをいう。

(3) 通報対象事実 市の事務事業に関する事実であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 法令（条例及び規則を含む。）に違反するもの

イ 人の生命、健康、財産又は生活環境に重大な損害を与えるもの

（公益通報を行うことができる者）

第3条 職員等は、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、公益通報をすることができる。

2 公益通報は、氏名及び連絡先を明らかにして行わなければならない。ただし、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、匿名で行うことができる。

（公益通報の受付）

第4条 公益通報は、通報受付窓口に通報文書を送付し、又はファクシミリ若しくは電子メールを送信する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 通報受付窓口は、本市が徳島弁護士会に所属する弁護士に委託し設置する。

3 委託に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

（公益通報の受理等）

第5条 通報受付窓口は、公益通報を受理したときは、その旨を当該公益通報を行った者（以下「公益通報者」という。）に通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名である場合又は公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 通報受付窓口は、公益通報が次の各号のいずれかに該当するときは、これを受理しないものとする。

(1) 通報対象事実に当たらない事実に関する通報

(2) 通報者の氏名が明らかでない通報（第3条第2項ただし書に該当する場合を除く。）

(3) 内容が著しく不明瞭な通報

(4) 内容が虚偽であることが明らかな通報

(5) 不正な目的、不適切な意図等によることが明らかな通報

3 通報受付窓口は、公益通報を受理しないこととしたときは、その旨に理由を付して公益通報者に通知するものとする。

（調査及び調査への協力）

第6条 通報受付窓口は、公益通報を受理したときは、当該通報の内容について速やかに調査を行うものとする。

2 通報受付窓口は、前項に規定する調査を行うときはその旨を、調査を行わないこととするときはその理由を付してその旨を、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

3 職員等は、第1項に規定する調査に協力しなければならない。

4 職員等は、前項の規定により調査に協力した事実及び当該協力により知り得た事実については、これらが本市により公表されない限り漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報告）

第7条 通報受付窓口は、前条第1項の調査が終了したときは、市長に公益通報の内容及び当該公益通報に係る調査結果を報告するものとする。

2 通報受付窓口は、前項の報告をするにあたって、市長が取るべき措置その他参考となる事項について意見を述べることができる。

（是正措置）

第8条 市長は、前条第1項に規定する報告を受けたときは、遅滞なく通報対象事実の是正のために必要な措置及び再発防止のために必要な措置（以下「

是正措置」という。)を行うものとする。

- 2 市長は、是正措置を行うにあたっては、前条第2項に規定する意見を尊重しなければならない。

(公益通報者の秘密の保持)

第9条 公益通報者が特定され、又は推定されるおそれのある情報は、厳格に保護され、本人の同意がある場合を除き一切漏らされてはならない。

- 2 通報受付窓口は、公益通報の処理を行うときは、公益通報者が特定され、又は推定されない方法によらなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第10条 公益通報者又は第6条第3項の規定により協力を行った職員等は、公益通報を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 公益通報者又は第6条第3項の規定により協力を行った職員等は、前項に規定する不利益な取扱いを受けたと思料するときは、市長に必要な措置をとることを申し出ることができる。

(回復措置)

第11条 市長は、前条第1項に規定する不利益な取扱いがあり、回復のための措置が必要であると認められるときは、遅滞なく必要な措置をとるものとする。

(公表)

第12条 市長は、毎年1回、通報受付窓口に対してなされた公益通報の件数、受理された公益通報の件数及び是正措置の件数を公表するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。